

JAよこすか葉山の 相続定期貯金

お取扱期間：令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

スーパー定期1年もの

店頭表示
利率

+0.1%



受け継がれる
大切な資産と笑顔のために

預入期間：1年

預入金額

100万円以上 3000万円以下

※相続手続きにより取得した額が限度となります。

【ご利用いただける方】

- 取扱期間に相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人のお客さま
- ※他金融機関で相続手続きをされた資金でも可
- ※ご利用の際は「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続による取得金額」のわかる書類を提示いただく場合がございます。
- ※期間中、金利情勢等により上乗せ金利を見直しさせていただく場合がございます。

【商品の概要】

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

商 品 名（愛 称）	● JA 相続定期貯金《自動継続スーパー定期貯金（単利型）または自動継続大口定期貯金で組入れます》
ご利用いただける方	● 相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人
期 間	● 1 年の定型方式 ● 自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 条 件 (5) 預 入 時 確 認 書 類	● 一括預入 ● 100 万円以上 3,000 万円以内 ● 1 円単位 ● 相続により取得した資金でお預け入れすることを条件とします。※期間内に他金融機関で相続手続を行った資金も対象。 ● 相続手続完了後 2 年以内の資金に限ります。 ● ご利用の際はお届け印・本人確認書類の他に、他金融機関相続手続をされた場合は「相続人であること」「相続手続の完了時期」「相続により取得した金額」が分かる下記①から③のいずれかの書類の提示を受けることとします。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続依頼書の写し ③「遺言書」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」
払 戻 方 法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	● 預入時における期間 1 年スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の店頭表示金利に 0.1％を上乗せした金利を初回満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。 ● 自動継続後は、スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ● 20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ● 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	——
付 加 で き る 特 約 事 項	● 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率） ● 個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 なお、大口定期貯金はマル優の取扱いはできません。 ● 個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) スーパー定期貯金＜単利型＞の場合 A. 6 か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率 × 50％ (2) 大口定期貯金の場合 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が 0％を下回るときは、0％を下限とします。 ① 次の預入期間に応じた利率 A. 6 か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率 × 50％ ② 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ （注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合は JA バンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 JA 所定の利率とします。
貯 金 保 険 制 度 （公的制度）	● 保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA 本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA リスク対策室または JA バンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	● 継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ● 本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

